

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づく各省庁等の主な取組状況（令和元年12月末日時点）

資料2

（1）感染しうるリスクに着目した免疫の確保（風しん・麻しんに関する特別対策）

○国・地方の行政機関関係

- ◆ 「水際対策に従事する職員」、「東京大会関係業務に従事する職員」、「大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある職員」に関係する省庁等において、対象者に対し、風しん・麻しんの予防接種歴、り患歴の確認を進め、確認が取れない場合、対応期限までに予防接種等を実施。本年3月末までに予防接種等の対応が概ね実施される見込み。
【内閣官房、警察庁、消防庁、出入国在留管理庁、外務省、財務省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省】
- ◆ 各省庁において、特定世代の男性に対し、クーポン事業を活用した風しんの抗体検査・予防接種の実施について改めて周知。
【警察庁、出入国在留管理庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省】

○民間関係者関係

- ◆ 各省庁において、「大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者」、「東京大会関係業務に従事する職員等」、「訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員」に係る団体等に対する事務連絡を発出し、各企業等における風しん・麻しんへの感染リスクの低下に向けた取組の実施を要請。
【内閣官房、文化庁、スポーツ庁、経済産業省、国土交通省、観光庁】
- ◆ 特に訪日外国人が多数訪れる企業等に対して、個別に風しん・麻しんへの感染リスクの低下に向けた取組の実施を要請。
【内閣官房、文化庁、スポーツ庁、経済産業省、国土交通省、観光庁、東京都】
- ◆ 事業者健診の機会に、風しんの抗体検査が受けられる環境を整備するため、企業向けセミナーを開催。【厚生労働省】
- ◆ 従業員向け普及啓発用チラシ等、風しん・麻しんに関する特別対策に係る普及啓発ツールを作成。【内閣官房】

○その他

- ◆ スポーツ庁において、大会関係者（大会組織委員会職員、大会ボランティア、大会関係業務委託業者スタッフ、競技関係者等）を対象とした風しん・麻しんの特別対策に係る経費（約6.2億円）を令和元年度補正予算に計上。
- ◆ 東京都においても、大会関連業務に従事する都職員や都市ボランティア等を対象とした、風しん・麻しんへの感染リスクの低下に向けた対策を検討。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」に基づく各省庁等の主な取組状況（令和元年12月末日時点）

（2）感染症予防策等に関する情報の幅広い周知や情報発信

- ◆ ホストタウンや聖火リレーに関係する自治体に対し、推進計画に基づく感染症対策の実施に向けた協力を要請。【内閣官房】
- ◆ 大会関係業務に従事する者やボランティアに対し、感染症予防策やそれに基づく行動の励行などを促すため、令和2年2月から研修を実施。また、観客に対しても、ホームページやメール等により、感染症予防策等に対するきめ細かい周知を実施。【組織委員会】
- ◆ 性感染症対策について、保健所等で実施している検査・相談に係る情報等を普及啓発イベント等を通じて周知。【厚生労働省】
- ◆ 日本政府観光局ウェブサイト等において、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を多言語で発信。【厚生労働省、観光庁】
- ◆ 東京観光情報センター、都内宿泊施設等に対し、外国人の医療機関受診をサポートするガイドブックを配布。【東京都】

（3）海外からの感染症の侵入を防ぐための取組

- ◆ 入国前結核スクリーニングについて、東京大会開催までの運用開始に向けて関係者間で調整。【出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省】
- ◆ 検疫所に対する、健康カードを所持しないコンゴ民主共和国国籍者の通報を実施。【出入国在留管理庁】
- ◆ 検疫所においてエボラ出血熱等を想定した特定感染症指定医療機関への搬送及び受入訓練を実施。【内閣官房、厚生労働省】

（4）感染症発生動向の的確な把握

- ◆ 全国の自治体間で即時に感染症情報を共有できる仕組みを整備し、令和元年年9月から運用開始。【厚生労働省】
- ◆ ラグビーW杯の期間中、感染症発生動向の情報を集約して全国の自治体や大会関係機関で共有できる仕組みを試行。【厚生労働省】
- ◆ 宿泊機能を備えた停留場所の確保に向け、各検疫所への停留施設確保状況調査を実施。【厚生労働省】
- ◆ 電子カルテやアプリを用いた競技会場や選手村の医務室における症候群サーベイランスの運用方法を検討。【組織委員会】

（5）食中毒予防策の推進

- ◆ 夏期一斉取締り（令和元年7月）や食品予防月間（令和元年8月）の設定による食中毒予防対策を実施。【厚生労働省、東京都】
- ◆ ラグビーW杯での情報発信の試行結果を踏まえ、情報提供アイテムを令和2年5月までに作成。【厚生労働省】
- ◆ 食中毒が発生した場合に備えて、大規模食中毒対策訓練等を実施。【東京都】

（6）その他

- ◆ 関係機関の連携体制の構築等を進めるため、感染症の発生を想定した図上訓練等を実施。（令和元年12月等）【東京都、組織委員会】
- ◆ 国立感染症研究所において、検査体制等の強化のため、一種病原体等のウイルス（エボラウイルス等）を受け入れ。【厚生労働省】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策の準備状況

組織委員会においては、感染症対策を進めるため、令和2年1月より医療サービスに公衆衛生医師を配置し、国立感染症研究所の指導を受け、関係機関と連携しながら、以下の事項の検討を進めている。

1 大会前に実施する感染症対策

- 選手、職員、大会ボランティア等を対象とした感染症予防及び衛生管理に関する啓発
 - ・ 選手団に対し、感染症予防（予防接種ステータスの確認、手指衛生・咳エチケット・虫よけ剤使用の促進等）について情報提供
 - ・ 医療スタッフ及び医療サービスに関連して活動する大会ボランティアに対し、研修（e-learning含む）で感染症予防について説明
 - ・ 職員、コントラクター、大会ボランティアに対し、風しんの追加的対策の積極的活用、及び麻疹・風しんの未罹患、ワクチン未接種者へのMRワクチンの検討を推奨
- 感染症予防、発生時対応に備えた準備
 - ・ 食中毒予防について「飲食物の安全確保のためのガイドライン」に細菌性食中毒、ノロウイルス食中毒への対策を明確化
 - ・ 選手村における選手への性感染症予防の普及啓発の一環としてコンドームの提供を準備中
 - ・ 大会関係施設での感染症発生に備えた衛生物品（マスク、手指消毒薬等）の調達を準備中
 - ・ 選手村と競技会場における蚊の発生予防を目的としたIGR（昆虫成長制御）剤の投与を準備中
- 競技会場に開設する医務室や選手村に開設する診療所における院内感染を防止するためのマニュアルの作成
 - ・ 標準予防策、針刺し防止等を記載したマニュアルを作成中

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策の準備状況

2 大会期間中に実施する感染症対策

- 競技会場や選手村等の大会に関連する施設における感染症発生・流行を早期に探知可能な体制の構築
 - ・ 競技会場および選手村に開設する診療所において、症候群サーベイランスを実施するための体制を整備中
 - ・ 競技会場および選手村の医務室に勤務する医師と組織委員会医療本部が直接相談できるホットラインの体制を整備中
 - ・ 大会関係施設を管轄する保健所等と組織委員会医療本部が直接情報交換できる体制を整備中
- 競技会場および選手村に開設する診療所において、感染症が疑われる患者が発生した場合の診断や搬送等の体制構築
 - ・ 医務室の医師が感染症の診断に活用できる情報を各医務室に配備予定
 - ・ 感染症疑い患者の発見から大会指定医療機関への搬送までの手順を整備中
- 競技会場や選手村等の大会に関連する施設において感染症が発生した場合の関係機関と連携した対応に関する計画（コンティンジェンシープラン）の作成
- 競技会場や選手村等の大会に関連する施設において、食中毒の発生を未然に防止するための厳格な衛生管理の徹底
 - ・ 「飲食物の安全確保のためのガイドライン」の中で細菌性食中毒及びノロウイルス食中毒への対策を明確にし、今後、飲食提供を受託した各事業者が策定する運営計画において、具体的な食品衛生対策を示し、実施されるよう調整中